

健診 申込先をご確認ください

身体計測、血液、尿検査などの基本的な健診は、加入している健康保険によって申し込み先が異なります。

国民健康保険加入者

▶ 国保健診の受診対象者について

40～74歳で国民健康保険に加入している人は、「**国保健診**」を無料で受診できます。該当者には5月に受診券を送付しています。受診の際、「受診券」と「保険証」を持参してください。

▶ 指定医療機関での受診

国保健診は指定医療機関でも受診できます（がん検診などは対象外）。医療機関は、5月に受診券と一緒に送付した医療機関名簿でご確認ください。

※ 国保健診以外（がん健診など）は受診できません。

受診期間：平成28年1月31日まで

問 役場住民課 保険係 ☎ 22-7761



国民健康保険以外 の健康保険に加入している人

特定健診はすべての健康保険で実施されています。詳しくは加入している健康保険の担当者へ問い合わせください。

後期高齢者医療保険 に加入している人

健診の案内が4月下旬に送付されています。その案内にしたがって実施医療機関に直接申し込みください。

問 後期高齢者医療広域連合 ☎ 092-651-3111

生活保護受給者 で健康保険に加入していない人

40歳以上の人は町が行う「**集団健診**」の「**基本健診**」を無料で受診できます。受診の際、「**診療依頼書**」を持参してください。

検診 がん 肝炎ウイルス 骨粗しょう症

がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス健診は、加入している健康保険に関係なく受けられます。P10をご確認のうえ、受診項目を選んで申し込みください。

がん検診の注意点

- ▶ 同じ項目を1年間で重複して受けることはできません。
- ▶ 現在自覚症状がある人や過去のがん検診で「要精密検査」と診断された人で、まだ精密検査を受けていない場合は、直接医療機関を受診してください。

問 コスモス保健センター ☎ 28-9500



健診

健診は一日健康は一生

あなたは年一回の健診を受けていますか。「自分は健康だから大丈夫」と思っている、病気が無症状のままに進行します。早期発見、または自分の健康状態を知るためにも定期的に健診を受けましょう！今回は、10月に行われる方城保健センターでの健診の申し込みを受け付けます。



税務課からのお知らせ

固定資産税

の Q & A

固定資産税は、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その所在する市町村に納める税金です。今回は、よくある質問を紹介します。
問 役場税務課 賦課係 ☎ 22-7762

Q 名義を変えたら税金は変わるの？

固定資産税の基準日は毎年1月1日。平成27年度の固定資産税(1期～4期)は、平成27年1月1日の所有者に対して課税されています。年の途中で名義変更をした場合でも、1月1日の所有者に対して全額が課税され、途中から新しい所有者に課税されるわけではありません。前の所有者と新しい所有者が月割りで負担しあう場合は、当事者間での協議をお願いします。

Q 死亡した人の名前で納付書が送られてくるのですが…

一度、役場税務課の窓口までお越しください。住所が一緒であっても、ご家族のかたに送付先などの設定をしていただく必要があります。また、固定資産の所有者が亡くなり名義を変えるためには、法務局で相続登記をしないとはいけません。登記の手続きに期限はありませんが、放置しておくとも後々支障をきたすことがありますので、早めに手続きすることをおすすめします。

Q 建物を新築・取り壊したときは何をすればよい？

建物を新築・増築したときや、建物の全部または一部を取り壊したときは、役場税務課までご連絡ください。ただし、法務局で建物を登記・滅失登記する場合は、法務局から役場に通知が来るため連絡不要です。1月1日が基準日なので、年の途中で建物を取り壊した場合でも、その年の固定資産税額は全額課税されます。新築の場合は、完成した翌年から課税されます。

放置された空き屋が原因で大きな事件・事故が多発しています。所有者は適切な管理をお願いします。

空き屋が建っている場合はご注意を！

長い間放置された空き家は、倒壊や火災の恐れがあり周囲のかたの迷惑になっています。通常、家が建っている宅地には固定資産税が軽減される特例措置がありますが、今後は全国的に、危険な空き家が建っている宅地については、軽減の対象外となる(税負担が増える)方向です。

